

総合体育館における感染拡大予防ガイドライン

(令和2年7月15日作成)

総合体育館をご利用の方は、7月15日から当面の間、以下のガイドラインに従い、マナーを守って正しく利用をしてください。

【3密の回避】

①換気設備の設置等（「密閉」の回避）

- ・一人あたりの必要換気量を確保する。換気設備（換気扇）のある所については常時稼働し、設備が無く必要換気量が確保できない所は、常時窓及び扉を全開にして必要換気量を確保する。ただし、天候により窓及び扉を常時全開にできない場合は、30分に1回以上、5分程度の全開により、必要換気量を確保する。

②施設内の混雑緩和（「密集」の回避）

- ・入場者の制限などにより混雑度を管理する。
- ・原則予約制の活用により同時に多数の人が集まらないようにする。【トレーニング室は別に定める】
- ・大会及びイベント、同一時間帯の複数団体施設利用（対外試合・合同練習）は、主催者が感染予防対策の計画及び来場者名簿を作成のうえ、管理を徹底すること。また、大会及びイベントについては、施設管理者（総合体育館）へ要項を必ず提出し、責任者等の所在を明確にすること。
- ・入退出時や集合場所等で人と人との十分な間隔を確保する。

③人と人との距離の確保（「密接」の回避）

- ・最低1m（マスク着用の無い場合は2m）の対人距離を確保する。
- ・受付窓口は、透明ビニールカーテンで遮蔽する。
- ・現金受け渡し用のコイントレーを使用する。
- ・マスク着用を遵守し、近距離での会話や発声を避ける。
- ・更衣室使用の際は、最低1m（マスク着用の無い場合は2m）の距離を確保するため、指定されたロッカーを使用すること。また、密を避けるため、なるべく更衣室を使用しないよう、運動ができる服装でのご来館にご協力ください。

【その他の感染防止対策】

④マスクの着用

- ・マスク着用について、職員が遵守するとともに、利用者もマスク着用とする。

ただし、利用者はマスクを着けて運動をする場合には、身体への負荷が著しく大きくなる可能性があるため、かかりつけ医の意見を踏まえることをお願いします。また、熱中症に注意し、人が居ないところではマスクを外して休憩すること。

⑤手洗い・手指消毒

- ・職員は定期的に、利用者は入場時に手指消毒、手洗いを実施する。
- ・入口に消毒液を設置して、利用者の手指消毒を徹底させる。
- ・職員は、業務開始時や他者の接触が多い場所に触れた後、トイレの利用後などに必ず手指を消毒する。

⑥体調チェック

- ・職員に対して、出勤前に検温させ、業務開始時に体調確認を行う。体調不良の場合には出勤を停止する。
- ・入場者に対して、発熱や軽度であっても風邪症状、嘔吐・下痢等の症状があれば入場しないように呼びかけるとともに、原則として、入口で入場者への体調確認を行うこと。滞在時間の長さや他の感染防止対策の状況によっては、検温を行うこと。

⑦トイレの衛生管理

- ・職員は、複数の人の手が触る場所について、随時、清拭消毒する。利用者は、清潔を保つ様に利用する。
- ・トイレ及び洗面台は、感染予防により距離を確保するため、一部を使用禁止とする。

⑧休憩スペースのリスク軽減

- ・館内の休憩スペースは、感染予防により一部閉鎖とする。

⑨喫煙スペースの使用制限

- ・館内禁煙とする。ただし、屋外の喫煙スペースは、密にならないように距離を確保する。

⑩清掃・消毒

- ・他人と共用する貸出物品は、返却時に職員が清拭消毒する。また、館内の複数の人の手が触る場所は、職員が随時、清拭消毒する。
- ・利用者はゴミについて、原則全て持ち帰る。館内のゴミ箱は、撤去する。

⑪利用者に対する利用制限

- ・ 市民の健康を守るため、当面の間は、山梨県民以外の利用は出来ません。【トレーニング室は別に定める】
- ・ 高校生以下だけの利用は出来ません。ただし、責任者（顧問・監督・保護者）を伴う利用は認める。【トレーニング室は別に定める】
- ・ 利用者以外の入館を禁止する。
- ・ 利用者は、当施設から感染が発生した場合において、行政機関による調査への協力をお願いします。
- ・ 団体利用の代表者は、団体全員へ連絡がとれる体制を確保してください。
- ・ 利用者は、近距離での人との接触を伴う活動は行わないこと。
- ・ 利用者は、利用者同士が大声で会話しないよう注意すること。

⑫チェックリストの作成、確認

- ・ 施設管理者は、この感染拡大予防ガイドラインに基づくチェックリストを作成し、毎日の確認を行う。また、施設利用者は、利用制限の遵守に署名し、感染拡大予防に努める。

⑬新型コロナウイルス接触確認アプリの推奨

- ・ 施設利用者は、自分をまもり、大切な人をまもり、地域と社会をまもるために、積極的に厚生労働省が提供する接触確認アプリ（COCOA）をインストールし活用すること。

【施設ごとの注意点等】

全館共通

- ・ 平日及び土曜日の利用時間は、午前9時から午後9時までとする。午前9時前と午後9時以降は管内の消毒作業をします。
- ・ 祝日及び日曜日の利用時間は、午前9時から午後4時までとする。午前9時前と午後4時以降は管内の消毒作業をします。

①メインアリーナ

- ・ 1団体につき、利用人数は必要最低限とすること。
- ・ 利用中はマスクを着用しない場合も想定されるため、利用者同士の距離は2m以上を確保した利用に努めること。
- ・ 常時換気により窓を開けるため、暗幕の利用は禁止とする。ただし、大会時に限り暗幕の使用を認めるが、換気に努めること。
- ・ 詳細な利用制限は、職員の指示に従うこと。

②サブアリーナ

- ・ 1団体につき、利用人数は必要最低限とすること。
- ・ 利用中はマスクを着用しない場合も想定されるため、利用者同士の距離は2 m以上を確保した利用に努めること。
- ・ 常時換気により窓を開けるため、暗幕の利用は禁止とする。ただし、大会時に限り暗幕の使用を認めるが、換気に努めること。
- ・ 詳細な利用制限は、職員の指示に従うこと。

③トレーニング室（更衣室等含む）

- ・ 別紙「総合体育館（トレーニング室）の利用制限について」を遵守すること。

④トレーニングヤード

- ・ 団体・個人を含めて、利用人数は必要最低限とすること。
- ・ 利用中はマスクを着用しない場合も想定されるため、利用者同士の距離は2 m以上を確保した利用に努めること。
- ・ 詳細な利用制限は、職員の指示に従うこと。

⑤1階研修室

- ・ 1団体につき、利用人数は必要最低限とすること。
- ・ マスクを着用し、利用者同士の距離は最低1 m（マスク着用の無い場合は2 m）以上を確保した利用に努めること。
- ・ 窓及び扉を常時開放し、良好な換気状態を保つ。
- ・ 詳細な利用制限は、職員の指示に従うこと。

⑥2階研修室

- ・ 当面の間、利用を禁止とする。

⑦1階共用更衣室

- ・ マスクを着用し、利用者同士の距離は最低1 m（マスク着用の無い場合は2 m）以上を確保した利用に努めること。
- ・ 更衣室内に利用区域を定める。
- ・ シャワーの利用は禁止とする。
- ・ 詳細な利用制限は、職員の指示に従うこと。

※利用再開後も新型コロナウイルス感染症の発生状況や、国・県の対応状況によって、改めて貸出中止や追加的な利用制限をお願いする場合があります。